

## 第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの概要

### (1) 国の動向

#### ○第4次障害者基本計画

・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する（障害者基本法第1条）

#### 【1】項目の基本方針】

1. 安全・安心な生活環境の整備	7. 行政等における配慮の充実
2. 情報アクセスibilityの向上及び意思疎通支援の充実	8. 就用・就業、経済的自立の支援
3. 豊かな、防犯等の推進	9. 教育の振興
4. 異別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	11. 國際社会での協力・連携の推進
6. 保健・医療の推進	

### (2) 市の動向

#### ○第2期岐阜県障がい者総合支援プラン

・基本目標：『障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり』を進めます』

#### 【4項目の基本目標】

I. 安心して暮らせる社会環境づくり
II. 社会参加を進める支援の充実
III. 日常生活を支える福祉の充実
IV. 脳の高い保健・医療体制の構築

### (3) 第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの策定にあたって

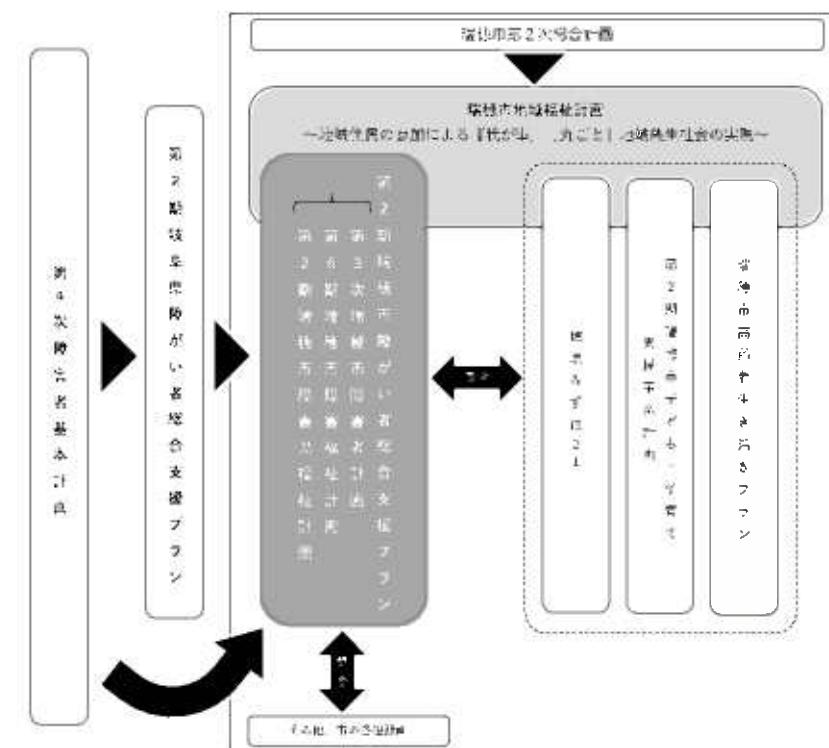
本市では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の統合を通じて、障がい福祉の推進を図ってまいりました。そして、平成30年には、「第2次瑞穂市障害者計画」と、「第5期瑞穂市障害福祉計画」と「第1期瑞穂市障害児福祉計画」を一体のものとして「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定しました。

この度、「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、日またぐ間に変化する障がい者施策に適応対応しながら、計画の理念である【心がかよい、ともに暮らせるやさしいまちをめざす】のもとで、次期計画である「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定し、多様な分野にわたる障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

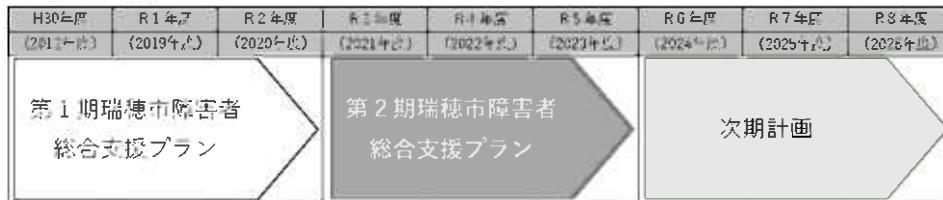
### (4) 策定方法

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
措置法令	障害者基本法 (第11条第1項)	障害者待合支援法 (第38条第1項)	児童福祉法 (第38条の20及び第35条の2)
基本的な考え方	国の中核指針の見直しの内容をはじめ、開拓する指針や課題結果を踏まえるとともに、第5期（平成30年度～令和2年度）の達成状況を踏まし、見直し	国の中核指針の見直しの内容をはじめ、開拓する指針や課題結果を踏まえるとともに、第5期（平成30年度～令和2年度）の達成状況を踏まし、見直し	障がいを有する児童の健やかな育成のための支援支援に向けたサービス供給体制の計画的な構築と、第1期（平成30年度～令和2年度）計画に盛り込んだ目標及び達成基準の達成状況を点検・評価し、その達成具合に応じた必要な見直し

### (5) 推進計画



### (6) 計画期間



### (7) 計画の対象

本プランは、福祉のみならず、保健・医療、教育・保育、雇用・就業、スポーツ・文化芸術、防災・まちづくり、市民活動など、障がい者施策全般についての計画であり、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

また、本プランにおける「障がい者」とは、以下の有様に問わらず

- ・身体に障がいがある者【18歳以上】
- ・知的障がいがある者【18歳以上】
- ・精神に障がいがある者【18歳以上】  
(発達障がいがある者、高次脳機能障がいがある者を含み、知的障がいがある者を除く。)
- ・難病等がある者【18歳以上】

を指し、また「障がい児」とは、

- ・身体に障がいがある児童【18歳未満】
- ・知的障がいがある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいがある児童【18歳未満】  
(発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。)
- ・難病等がある児童【18歳未満】

を指します。

### (8) 計画の策定作製

#### ○計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい者障害当事者・関係機関の代表者、及び学識経験者等から意見を開く「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画策定の協議・検討等を行いました。

#### ○計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族、関係団体へのアンケート調査を実施しました。

### (9) 次期計画の重点ポイント（案）

#### 1. 障がいを理由とする差別の解消の推進【継続】

・平成28年4月に施行された障害者が別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消など、障がい差別解消に係る取組の実施。

#### 2. 切れ目のない支援の仕組みづくり【継続】

・子に係る障がいの早期からのかかりつけ医前から就学前へと関係機関が情報を共有するなど連携して支援していく仕組みづくりを実施。

#### 3. 生活の場の確保【新規】

・親なき後の生活の場など、地域で安心して生活できる体制づくりを実施。

#### 4. 多様な雇用・就労の促進【新規】

・障がいのある方が地域で継続的かつ安定的に就労又は社会参加による生きがいづくりとなるなどの支援を実施。障害者優先選択の推進。